

第48回議会運営委員会記録

令和5年6月7日

【開催日】 令和5年6月7日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時50分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	河口 修司	事務局次長	中村 潤之介
議事係長	山田 寿実子	議事係主任	岡田 靖仁

【審査内容】

- 1 令和5年第2回（6月）定例会に関する事項について
- 2 寄附条例及びふるさと支援基金条例の一部改正について
- 3 その他

午後1時30分 開会

大井淳一郎委員長 それでは、ただいまより第48回議会運営会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願いいたします。まず冒頭に、タブレットの使用について、取決めをしたいと思っておりますので、まず事務局から報告をお願いしたいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 それでは、タブレットの使用持込みについて御説明させていただきます。本市議会においては、デジタル化推進特別委員会主導の下、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入しており、令和5年6月から会議等において本格的にこれらを活用することとしています。これまでの会議等におけるパソコン、タブレット等の情報端末の持込みについては、議員、執行部ともに、持ち込みを希望される例が多くなかったこともあり、希望があればその都度、会議等の長の許可を得るという慣習がありました。しかし、今後、議員の皆様には貸与したタブレットを用いて会議等を行っていただくこととなり、これまでとは事情が大きく変わってくるため、今後も会議等の長の許可を得る必要があるのかどうか、取扱いを決めていただきたく存じます。なお、お決めいただくに当たっては、皆様に御使用いただくペーパーレス会議システムは、私用のパソコンとの併用も想定して設計されていること、また、執行部も会議等において電子計算機を活用するであろうことをお含みおきいただけると幸いです。

大井淳一郎委員長 ただいま事務局から報告ありました。これまでは、タブレットとかパソコンの持込みに対して許可を都度取っておったんですが、今後、議員あるいは執行部側も持込みが増えてくると思われますので、今後はそのような手続をどうするかということなんですが、皆さんのお考えはどうですか。

宮本政志副委員長 個人のノートパソコンを委員会などに持ってきて、委員長もしくは審査会の会長の許可を取ることになっていました。もうタブレットをその許可なしで自由に持ってこれるのであれば、議員個人のノートパソコンはどうするかというところも一緒に踏まえて考えておかないとね。ノートパソコンも、一緒でもいいような気がするんですけど、事務局で何かその辺りの考え方とかありますか。

岡田議会事務局議事係主任 宮本副委員長がおっしゃったとおり、これまでも、

例は多くございませんが、持ち込まれることがございました。そして、持ち込まれた以上は、当然会議に関係することを調べるなどにお使いになっておられたと思いますので、必ずしも貸与したタブレットと私用のパソコンをあえて分ける必要があるとは考えておりません。

大井淳一郎委員長 今後、場合によってはパソコンを持ち込むこともあるけど、それは当然使用に当たってはということなんですが、それも含めての、今後は簡素化というか、「特に許可します」と述べることはしないということによろしいですか。今後は本会議、委員会等でこれを持ち込むこともありますので。会議等というものに対しては、タブレットやパソコンに関してはということで許可などの手続は省略するということによろしいですね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、そのように取り決めたいと思います。それではそれを踏まえて、今後の付議事項に従って進めていきたいと思います。それではまず付議事項1点目、令和5年第2回（6月）定例会に関する事項について報告をお願いします。

山田議会事務局議事係長 それでは、付議事項1、令和5年第2回（6月）定例会に関する事項について御説明します。まず、（1）会期案についてから（4）議事日程についてまでを一括で御説明します。（1）会期は、6月9日金曜日から6月27日火曜日までの19日間としたいと思います。今回の議案等については、資料1を御覧ください。市長提出案件として、議案が26件、報告が3件あります。議案については、総務文教常任委員会が6件、民生福祉常任委員会が4件、産業建設常任委員会が1件、一般会計予算決算常任委員会が1件、人事案件が14件となります。また、そのほかに行政報告が1件あります。議案のうち14件の人事案件については、申し合わせ事項62により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので、御覧ください。なお、通例では同意が得られましたら、その後に挨拶をしていただいておりますが、令和2年第2回（6月）定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から挨拶を省略しておりましたので、このたびはどのようにされ

るかをお決めいただきたく存じます。(2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告を行います。こちらは申し合わせ事項44により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので、御覧ください。このたびは、前田議員が報告されるとお聞きしております。(3) 議員派遣については、山口県市議会議長会主催の議員研修会に係るものです。昨年に引き続き、今年度もオンラインでの研修会を予定している旨が通知されました。日時は8月4日金曜日、午後2時から午後4時まで、会場は各市議会の会場ということで、本市議会では市役所3階第2委員会室で行います。会議規則第167条の規定のとおり、議員派遣には議決が必要であるため、定例会最終日である6月27日に議決をお願いしたく存じます。(4) 議事日程案については、資料2のとおりとしております。本会議の初日は6月9日金曜日となります。午前10時に本会議を開会し、まず会期の決定を行います。続いて、諸般の報告は、執行部から行政報告が1件、議会から事務報告があります。続いて、先ほど御説明した宇部・山陽小野田消防組合議会の報告があります。続いて、同意14件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。続いて、報告3件を一括報告及び質疑となります。続いて、議案12件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。12日月曜日は、9時から、付託先となるであろう総務文教に係る委員会、分科会と民生福祉に係る委員会、分科会を同時開催としております。開催場所は、総務文教が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室です。13日火曜日は、9時から、付託先となるであろう産業建設に係る委員会、分科会を開催としております。開催場所は、第1委員会室です。14日水曜日は委員会予備日です。15日木曜日から21日水曜日までは、17日土曜日及び18日日曜日の休会を除き、一般質問の予定としておりました。このたびの通告者は12人でしたので、20日火曜日及び21日水曜日は議事整理のため休会としております。なお、各日の一般質問者の人数は、通例どおり、原則として1日4人として調整しております。22日木曜日は休会とし、23日金曜日は一般会計全体会とし、24日土曜日から26日月曜日までは休会とします。27日金曜日は本会議最終

日とし、午前10時から、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決並びに先ほど御説明した議員派遣及び閉会中の調査事項についての議決を行います。以上のような日程案を組んでおります。

大井淳一郎委員長 事務局から説明がございました。まず、会期案についてですが、6月9日から27日の19日間ということでございます。そのほか、事務局から説明があったことについて、皆さんのほうで確認したいことなどございますでしょうか。農業委員については、同意を得た方には挨拶をしていただくということですが、その取扱いでよろしいですか。もちろん全員ではないでしょうけど。挨拶をしていただくということでもよろしいですか。

岡田議会事務局議事係主任 現在、農業委員の皆様におかれましては御挨拶をいただけるということを確認しております。ただ、14名いらっしゃるうち現時点で、1名のみ、御挨拶があるのであれば、欠席をさせていただきたいと伺っております。

大井淳一郎委員長 挨拶は任意でしょうから、13人ですかね。

岡田議会事務局議事係主任 先ほど申しましたとおり、今回は新型コロナウイルスの関係で挨拶を省略させていただいております。さらにその前は、14名全員から御挨拶を頂いております。

伊場勇委員 人権擁護委員は除くと書いていますけどこれ、何で除いているのかなど。

岡田議会事務局議事係主任 同じ人事案件ではございますが、前回の5月臨時会での教育委員、教育長の関係ですとか、このたびの農業委員の関係ですとかは同意案件になります。それに対して人権擁護委員は諮問案件となっておりますので、その差ではないかと考えます。

大井淳一郎委員長 そのほか、この件に関してよろしいですか。御挨拶いただくということになりますが、よろしいですね。こちらからあまり言うのもあれでしょうけど、時間もありますので一言という形で。（発言する者あり）時間制限を設けるというわけではなく、一言御挨拶いただくということをお願いしたいと思います。それでは御挨拶いただくということでいきたいと思います。そのほか宇部・山陽小野田消防組合議会は前田議員ということで、議員派遣についても最終日に諮るということでよろしいですね。それでは議事日程案についてです。これにつきましては一般質問人数の割り振りを決めていたんですが、うまく4人ずつで収まりましたので12人ということになると思います。これは決定事項ではないんですが、6月19日の1番目のところで、高千帆中学校の傍聴が入ることになりますので、その辺皆さんに御確認をいただきたいということになります。これは誰と言っていいのかな。（発言する者あり）

岡田議会事務局議事係主任 19日第1番目の一般質問者は伊場議員となっております。

大井淳一郎委員長 伊場議員ということになっています。そのときに傍聴していただくということです。通告書はまだできてないということですね。それをまた後日、議員に配るということですか。

岡田議会事務局議事係主任 現在、公表に向けた準備をしております、近日中にお示しできると考えております。

大井淳一郎委員長 あわせて、ホームページにも掲載しますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

宮本政志副委員長 これ、高千帆中学校の校長先生や校長会の辺りは大丈夫ですか。

岡田議会事務局議事係主任 広報特別委員会の書記を通して、高千帆中学校の校長先生とも確認しておる旨、私たちも確認しております。

大井淳一郎委員長 そのほか、この件に関して会議日程はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）以上といたします。それでは続きまして、（５）ですね、陳情要望書等の取扱いについてお願いしたいと思います。

山田議会事務局議事係長 続きまして、（５）陳情・要望書等の取扱いについて御説明します。資料３を御覧ください。このたびは、２件提出されています。まず、３－１、土居俊文様から「人権侵害に対する救済申立」が提出されています。続いて、３－２、インボイス制度を考えるフリーランスの会代表阿部伸様から「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書」が提出されています。これらの調査委員会の決定等を行っていただきたく存じます。

大井淳一郎委員長 それでは、陳情が２件上がってきておりますので、調査委員会を決定したいということですが、まず、人権侵害に対する救済申立てでございますが、これまで全国の議会に一律に送るようなものに対しては、特に調査は以来、調査委員会決定しないという取決めをしておりましたがそのように踏襲するということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）あわせて、国に対しインボイス制度の延期見直しを求める陳情書ですが、これについても同様な取扱いで、調査委員会は決定しないということ。では、議員各位にはこの旨陳情があったことは周知するということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでいきたいと思えます。それでは続きまして、付議事項２点目、寄附条例及びふるさと支援基金条例の一部改正についての説明をお願いしたいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 続きまして、寄附条例及びふるさと支援基金条例

の一部改正について御説明します。資料4を御覧ください。山陽小野田市寄附条例及び山陽小野田市ふるさと支援基金条例を掲載しております。これらの条例中には「協働の」という文言がありますが、令和5年第1回（3月）定例会において自治基本条例を改正し、「協働の」を「協創による」としたことから、その改正内容に合わせた改正が必要ではないかと考えられます。これらの条例の改正は議会側からも執行部からも提案できるものではありませんが、これらの条例は議員の提案により制定された政策条例であるため、これまでの改正は議会側の提案により行ってきました。今回についても議会側から条例改正を提案するかどうかを御判断いただきたく存じます。

大井淳一郎委員長　ただいま報告がございました。寄附条例ですね。これは、平成21年につくられたということです。議会側からの提案ということで、議会側で直したほうがいいのではないかとということなんですが、方向はそのような形を取りたいと思います。よろしいですね。内容についてはまず、持ち帰って会派で決めていただいて。これでよろしければ、このような形の改正を最終日に上程すると。

岡田議会事務局議事係主任　議会側から提案をされるということでお決めいただいたということでもよろしかったでしょうか。（うなづく者あり）では、内容につきましては、よろしければ事務局で案を調整させていただきまして、その案に基づいてまた皆様に議論をしていただけたらと考えております。

大井淳一郎委員長　これはまだ改正前のものですね。分かりました。これを反映させたものを事務局で案を作ってもらって、それを提案したいと思います。提案の方式については、またそのとき決めましょう。それでは、この件については以上といたします。その他に入りたいと思います。（1）その他です。（1）議場及び委員会室におけるマスクの着用等についてですね。

山田議会事務局議事係長 大井委員長からの御依頼により、議場又は委員会室におけるマスクの着用等について、県内の市議会の状況を調査しましたので、結果を御報告します。まず、議員又は傍聴者の議場又は委員会室におけるマスクの着用につきましては、全市において、全て各人の判断に任せているということでした。続いて、議場に設置したアクリル板を今後どうするのかにつきましては、設置した8市のうち、5市が撤去する方針で、3市が継続して設置する方針でした。また、執行部から執行部席のアクリル板を取り外してほしい旨の要望を伺っております。

大井淳一郎委員長 これにつきまして、議場及び委員会室におけるマスクの着用等についてです。大きく二つ報告がありました。マスクにつきましてはこれまでどおり皆さん、従来どおり個人の判断に委ねるということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、アクリル板についてでございます。先ほど県内の状況を示していただきました。それで、執行部側も撤去してほしいというのは、執行部側の部長席と次長席の間にアクリル板があるんですが、縦の連絡が取りにくいということがあって、そこを取り外してほしいという。執行部側はそうなんですが、議会側も一般質問席や議長席、委員長登壇席にもアクリル板があります。それと、議員席の1列目と2列目の間にアクリル板がある状況でございます。まず執行部側の部長席と次長席の間のアクリル板を取り外すことについては、皆さんどうですか。執行部の要請もあるということですので、その点と分けたほうがいいかなと思っております。

宮本政志副委員長 そこは、議員側と、それから執行部側と同じような視点で決めていかないとはいけません。執行部から外してほしいという要望があったから、いいですよという結論を出して、議員側のほうは、どこどこを外す、全部外す、全部外しませんとなると、この整合性が取れないといけないので、その辺りというのはどうかな。委員長、暫時休憩入れていただけたらと思うんですけどね。ちょうど時間も時間なんで。

大井淳一郎委員長 はい、分かりました。これについて協議するため暫時休憩をしたいと思います。

午後 1 時 5 6 分 休憩

午後 2 時 5 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。休憩中に、議場に行き行って、状況を見てもらいました。まず前提として、このアクリル板の撤去をする際に、誰がやるかとか業者に依頼するのかとかその辺りについて、教えていただければと思います。

岡田議会事務局議事係主任 議場のアクリル板を撤去される場合には、職員が撤去を行います。

大井淳一郎委員長 取り付けるときは、やはり業者に頼むようになるのでしょうか。もし感染が再拡大した場合ですね。

岡田議会事務局議事係主任 委員長におっしゃっていただきましたとおり、再設置につきましては事業者をお願いすることになります。

大井淳一郎委員長 それでは続きまして、取り外したアクリル板はどこに保管するか決めてありますでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 総務課と協議いたしまして、撤去したアクリル板の格納場所については目星をつけております。きちんと雨風をしのげる場所に置いておく予定になっております。

大井淳一郎委員長 これはあつてはいけないことですが、万が一ね、感染が

再拡大した場合、またそういう場合もあり得ますので、確認をさせていただきました。それでは先ほど皆様にも議場を見ていただきましたので、このアクリル板の対応について、皆さんの意見を聞きたいと思います。

森山喜久委員 執行部からは撤去の要望がありました。これ自体はやっぱり執行部のほうも、前後での連絡体制とか、調整というのは必要なので、撤去の要望があったのだと思います。やはり要望があったのでそれは撤去の方向を含めて考えるべきと思いますが、ただ議員に関しては、前後でそういった情報交換などを本会議中にすることもないので、議員のほうのアクリル板はそのまま、執行部の分については撤去、そして議長席、登壇席そして一般質問席については、距離もありますので、こちらについてはこのたび撤去してもよろしいのではないかと思います。

大井淳一郎委員長 ただいま森山委員のほうから、案が示されましたが、これについて皆さん、特に異議がなければ…。(発言する者あり)

伊場勇委員 議員側は残すということなのですが、6月は少し様子見という意味も含めてですね。今月は少し増えているところもあったりもするし、そういうところは議員も気を付けていますけど、議員は今、取り外したいという意見もないですし、議運として6月は様子を見るということで、議員側だけは残すということですね。

大井淳一郎委員長 今の執行部のところと、議長席と一般質問席、そこは取り外してもいいということですね。今2人の委員から、議員の1列目と2列目の間のアクリル板は残すけれども、そのほかの一般質問席、登壇席、それから議長席と執行部の1列目、2列目のアクリル板は取り外すと。こういう形で決定したいと思いますがよろしいですか。(発言する者あり) それではそのように決定したいと思います。いつからかということなんですが、これについても、もし可能ならば、金曜日の初日に間に合いますか。全協がありますね。金曜日からということで、全協のときに

は取り外してある感じですね。9時半開始ですが時間はありますか。

岡田議会事務局議事係主任　それでは、私たちも外したことはございませんが、早速本日から取りかからせていただきます。可能であれば、委員長がおっしゃいましたように6月定例会初日金曜日には、もう撤去された状態で御案内できるようにしたいと思います。

大井淳一郎委員長　では、そのようにお願いしたいと思います。

中村議会事務局次長　本来、議運決定事項を全協で報告するので、その前に取り外されている状態を議員の皆さんに了承していただきたく思います。全協のときに外れているということは、全協での報告の前にもう外れているよということなので。厳密に言えば、皆さん了承していただくということで。それかきちんと今日、無会派の議員に取り外すということ一度御連絡した上で撤去しましょうか。

宮本政志副委員長　今、次長がおっしゃったのはごもっともです。そうすると、今思ったのが新型コロナウイルスの関係で変化があり、また取り付けよくなったときに、今度はどういう場合になったらというルール決めも必要になってくるんで、その辺りも踏まえても必要かなと。各会派とか議運とかで打合せして、そこも少し頭に入れとかんと。外すほうの理由はあらかた国内のこの状況を見たら、非常に判断しやすかったけど。それで今、次長が言われたことというのは各会派、持ち帰ってすぐ連絡をしておきます。

大井淳一郎委員長　9日からということで各会派に連絡する。無会派は、私から事務局を通して、その方向で御了承いただくように連絡すると。よろしいですね。そのような形でいきたいと思います。それでは続きまして、全員協議会の開催日時ですね。これについて（2）です。

山田議会事務局議事係長 全員協議会の開催日時について、議運決定事項の報告のため、6月9日金曜日午前9時30分から全員協議会を開催したいと考えております。

大井淳一郎委員長 これについてよろしいですね。それでは(3)その他ですが、皆さんのほうで何か。

笹木慶之委員 あえて一つだけ確認しておきますが、先ほどタブレットと個人のパソコンの持込みがオーケーとなったわけですが、音の問題等についてはやっぱり規制かけないとですね。音が出ないようにということですね。それからもう1点は、一般質問をするときに例えば、同じ会派同士で、一般質問の質問者に対して、質問者はタブレットを持っていますから、こちらから何か指示をするということが可能かどうか。むしろ持ち込むということは、規制がかからないと思うんですが、大丈夫ですかね。

大井淳一郎委員長 前段は分かります。音については、今からタブレットについて、全員協議会で報告しますし、そのとき私が音については留意するようには言いましょう。もう1個のほうですね。一般質問のときに何か送るっていうのはどういうことでしょうか。LINEとかを使うとか…。
(発言する者あり)

笹木慶之委員 会派でLINEがつながっているじゃないですか。それは会派で協議して質問させる中で、例えば、言い漏れ等があったら、これが漏れているぞという指示等をやっていいかどうか。

宮本政志副委員長 その前に、先ほど規制と言われたんで、制限を完全にかけるということは、もし音を鳴らしたときには、どういう形で責任問題が発生するかというところまでいってしまうといけないんで、極力これは音を出さないようにというのはもう常識ですよ。過去本会議中に携帯が鳴ったり委員会中に鳴ったりということが結構あるんで。そこは規制

というよりも、心がけていきたいと思いますという範囲でとめておかないといけないなと思いました。2点目は、一般質問というのは、基本的に登壇するのは1人の議員であって、個人の議員に与えられた権利ですから、たとえ会派であろうと何であろうと、1人の権利を行使した一般質問に他の議員がこういう質問をしたらどうかとかこういう質問が欠けていたとかLINEを使うというのは、私は本来の一般質問の観点からはそぐわないと思いますので、逆にそういったことは、私は控えるべきだと思っていますけど。

大井淳一郎委員長 笹木議員が言われるのは、一般質問をしているときにLINEでやり取りするということで、そうなるかと…。(発言する者あり)

笹木慶之委員 一般質問をする中でね、外れているよというようなことの示唆ができるかどうか。使用可能なら、それを認めるようになるじゃないですか。いなければいけないで止めないといけないからですね。その辺り、ほかにはやり取りはないと思うけどね。その辺が、会派ごとにLINEがつながっておれば当然、そこについては方法が——するとかそういう意味じゃないですよ。方法論が残っているからね。やっていいかどうかということを決めておかんと。あるところはやって、あるところはやらないじゃいけないからね。それがどうだろうかと思う。

大井淳一郎委員長 そうですね、これについて、賛否はあると思います。それに加えて、本会議中に、議員同士でLINEのやりとりをやっていいかっていうと、それはよくないですね。運用基準についてはどうですか。

岡田議会事務局議事係主任 ただいまの笹木委員からの2点の質問事項につきまして、貸与したタブレットの運用基準に、それぞれ類似する項目等ございますので御紹介させていただきます。まず1点目の音の鳴動につきましては、タブレットの運用基準内で禁止事項として、「音を鳴動させないこと」と明記しておりますので、貸与したタブレットについてはそ

のような取扱いになります。また先ほど、宮本委員もおっしゃったように、あえて私用のものと分ける必要がないということであればこれに準じた取扱いという取決め方もあるかと存じます。そして2点目の、会議中におけるタブレットの通信につきましては、議員同士のものにつきましては現在、規定等は特にごさいません。ただ、メールの送信、SNSへの投稿、こういった外部とのやりとりにつきましては、禁止事項で明示をさせていただいております。

大井淳一郎委員長 運用基準からいくと、今笹木委員が言われることはちょっと難しい形になると思いますね。外部というのはどういう…。

岡田議会事務局議事係主任 外部と申しましたのが、議場の外、例えばインターネット掲示板への投稿、フェイスブックやツイッターなど、外部とつながっているところへの投稿や、メールの送受信を想定しております。議員の皆様同士のものにつきましては議会運営に関することですので、その点については規定しておりませんので、決めていただけたらと思います。

宮本政志副委員長 特に一般質問だけのうんぬんとなると——会派となると、会派に所属してない議員に関しては、どうするのか、いろいろな検討していくにはね。私は、それは駄目だと思うんだけど、今日結論は出ないんじゃないかな。つまり6月定例会の一般質問から、そういったLINEのやりとりでというのは控えるべきかなと思うんですけどね。事務局、今日決めておかないと、先ほど言ったように、正確な運用規定がなかったら、別にやってもいいよという解釈も成り立つので、決めるならもう今日決めないといけんかなあ。

岡田議会事務局議事係主任 タブレットの運用規程上は、大きく、良識ある使用をとのみ規定されておりますので、その範囲につきましては、個々人のお考えによることになると思います。

伊場勇委員 委員会や本会議場でも、会議中にこういったタブレットを使って、通信を使って協議している中で、例えば、LINEワークスを使って「今からこの資料を送りますので、ちょっと見ていただけますか」みたいなことを通信できるじゃないですか。それは情報の交換ですよ、むしろ見てくれとこっちからの指示に皆従ってもらうっていうことになりますよね。それは、例えば、フェイスブックとか、ツイッターとかに投稿するんじゃないで、その会議の中で情報交換をして、いい議論をつくっていくって話だと思いますから、それについてはいいと思うんです。ただ、良識の下で使うということで、例えば、LINEワークスで一般質問中にいろいろな議員から入ってくると、いらいらしますよね。それは嫌がらせにも近い形になって。それは良識のある使い方としては、ふさわしくないですよ。そういったところで受ける側と送る側と、ルールはなかなか決めにくいのかなと思うんですよ。ということは、今外部とのやりとりは駄目ですよ。中で使ってもいいですけど、それは例えば一般質問の例が出ましたが、そこについてはもちろん、準備して臨まれるのは当たり前でやられていると思うんですけど、そこで、ここが駄目とか、ここまでオーケーとか、何かルールをつくりにくいんじゃないかなと思っています。なので、僕はそこはなかなか規制するのが難しいと思っています。

大井淳一郎委員長 今の話になると、笹木委員の会派同士でね。

笹木慶之委員 さっき良識の範囲でと言われたけど、この良識とは何ですか。ルールがないよね。だから、いけないならいけん、控えるなら控えようよね、やっぱり、そういう方向性を決めていかないと。ある人はやったと、ある人はやらなかったということになってはいけないので。うちの会派がやるという意味じゃないよ。そういう利用の仕方というのが横行してくると、お互いにいろいろな面でひずみが出てくる可能性もあるから、さてどうかなという疑問を持ったわけです。だから、もちろん私自

身も、一般質問は自分がやるわけだから、自分の責任でやるわけだから、人からどうこう言われる筋合いはないんです。とは言いながら、ちょっと待てよというところもあるかもしれんから、使えるとなったら使うかもしれないじゃないですか。だから言うわけです。

宮本政志副委員長 主観とかその良識どうかとかというよりも、基本的に、さっき伊場委員も言ったけど、一般質問の最中に、質疑も質問も止まってLINEを見て、という姿を市民の方が見たときに、この議員何しているのかなって。マイナス面も大きいし、逆に一般質問のときに、本来聞かないといけないことが聞けないとか、あるいはもうちょっと深くとかと思って、別にLINEを送らなくても——深い質問ができなかったとかというのは結果で、あくまで議員の権利行使のときの議員の能力にもよることだし、責任もその議員が負うものです。あえて会派であろうと誰だろうと第三者が、その議員に対してこういうことを聞くべきだとかここはどうなってるんか、これを聞けとかということ自体が、そもそも、この一般質問の趣旨と大きく離れると思うんです。基本的にこういうことは、するべきでないという意味で、先ほどそれは禁止ということでしたんですけどね。

大井淳一郎委員長 難しいですね。

笹木慶之委員 問題は、そういった議論をしなくてもいいということならそれでいいんだけどね。ふと、そういったことを思ったから、それはそれとして取決めしておかないと、禁止事項になってないからね。議員同士のやり取りについては、これは今後、委員会についても同じことになるわけよ。委員会中でもね、同じことになるわけ。だから、その辺の使用についてはただ良識と言われる。良識というのは尺度がないわけやね。分からないよね。だからその辺の取扱いについてはやっぱりそれなりのものを決めておいたらいいんじゃないかなと思ったから。今日決めなければ決めなくても別に構わないです。

宮本政志副委員長　そうすると、例えば、この6月定例会の一般質問でそういったことが起こった。あるいは委員会で起こった。それが問題として、例えば、これが問題じゃないかどうかというところで今後どうするかと決めていくのもどうなのかな。今度はきちんとした論拠が見つからないかもしれないし、後手後手になるんだったら、もう6月定例会はタブレットを持込禁止というふうに決めますか。（発言する者あり）いや、そうなるよ。ちゃんとしたルールが決まってないんなら。自己判断、良識と言ったって、さっき言われたように、個人の主観で多少幅があるんで、それで何か起こった後に、それで今後どうするかって。もう起こった後のことなんで、そうするとある程度のルールが決まるまでということで6月定例会は、本会議、委員会で持込み禁止にしますか。

笹木慶之委員　だから要は、資料検索というところはまだいいわけよね。資料検索ができるから。入っているよね、タブレット中にね。（発言する者あり）いや資料検索できるようになっているじゃない。これでやったよね、議案に関することは。

岡田議会事務局議事係主任　今、笹木委員がおっしゃった資料検索につきましては、禁止事項に該当しておりません。ですので、現状の基準で申しますと、していただいて問題ないものと考えております。

大井淳一郎委員長　自分でやるのは当然いいと思うんだよね。問題は、会派同士あるいは議員同士でやりとりしていいのかってことですよね。控えるということで、運用基準にははっきりそれは書いていないんですよ。

岡田議会事務局議事係主任　コミュニケーションツールを全面的に使用禁止するという規定はございません。

大井淳一郎委員長　あくまで会議中ですけどね。

宮本政志副委員長 いや、だからそうすると控えるでしょう。控えるというのは禁止、絶対駄目ですよということとは違いますよね。なるべくやらないでくださいでしょう。だから控えようと思ったけどということ。これ控えずにやったってこれは別に悪くない問題で、だからそれで一般質問のときに、会派とか関係なく、こういうこと聞けばとか、何かLINEで送ったと。こういうことが仮に起こったと。その後に、これは大丈夫なのかという議論に入って、ルールづくりしていこうとしたときにね、さっき言ったように、それを今後は駄目だっていうときの論拠も必要だし。事が起こってからじゃ遅いときもあるから、このたびきちんと、ルールを6月定例会中に決めようじゃないかと。決めるに当たっては、決まるまではもう6月定例会中は、という話になるよね。

岡田議会事務局議事係主任 タブレットの運用基準を策定するに当たりましてデジタル推進特別委員会でも申し上げましたが、基準の完成をもって、この作業が終わったとは私どもは考えておりません。正直に申し上げまして初めての試みでございますので、どのような使い方があるのか、そして、どのような使い方が会議等を阻害してしまうのか、想像がつかない部分がございます。ですので、明確に、これはよろしくないということにつきましては、まず禁止事項を設けさせていただきましたが、それ以外の項目につきましては、タブレットを使用させていただく中で、何か支障が出ましたらその都度、基準を改正するなど対応していきたいと考えておりました。今、様々な事態が想定されて、例えばコミュニケーションツールの使用をこの場で全面禁止されたと仮定します。それはもちろん皆様で議会運営のことを決めていただきたいのですが、それによってまた何か支障が出たら、そのときには、またルールを変えるということも可能ですので、現状、考え得る限りで、ルールを、可能であればお決めいただきたい。そして、そのルールでカバーできない範囲につきましては先ほど申しましたように、皆様の良識を持って御使用いただけると、お約束の上でタブレットを議

長から貸与しておりますので、その点は私ども、安心をしております
いいですか、細かく、厳密に、各論の細かいところまで、規制をしよう
とは考えておりませんでした。

笹木慶之委員 例えばね、一般質問席にはタブレットを持っていかないと。受
信しなければいいんだからね。

岡田議会事務局議事係主任 今の点ですが、今のところ議案や一般質問の資料
も含めてタブレットのペーパーレス会議システムの中に格納したいと考
えておりました。現状、タブレットを使用されるに当たっては、一般質
問席等にもお持ちいただくことを想定しておりましたので申し添えます。

大井淳一郎委員長 笹木委員、どうしても会派同士で一般質問のときにやり取
りしたいわけではないですよ。問題提起をされたということによろし
いですね。（発言する者あり）それはいいですよ、議論することは必
要だと思っています。副委員長をはじめ、やはり懸念するところもあり
ます。僕はやっぱり一般質問中にLINEのやりとりをする、会派同士
ならまだしも、例えば、僕が質問しているときに、ある議員が、「おま
え突っ込みが甘いぞ」とかLINEが来たら、それは嫌じゃないですか
ね。会派同士でならまだしもね。やっぱりそういうこともあるので、議
員同士のLINEのやりとりは、会議中は控えるべきではないかなと思
うんですけどね。どうですかね。

笹木慶之委員 いいですか。私は控えるべきを前提に物を言いよるわけね。し
かし取決めがなかったら、いろいろ変わってくるからね。だから、言っ
ているわけです。

大井淳一郎委員長 今そういうことがありますので、6月はやはりタブレット
は使う上で、取決めを、規制をとというと、またあれですけども、今の
運用基準じゃ対応できないということであれば、少し改正を考えていた

できればと思います。それを踏まえていきたいと思います。それでよろしいですか。

宮本政志副委員長 よろしいですかというか、だから今回6月定例会は良識を持った判断をしていただくと。例えば、議運決定事項の際に、委員長が、こういう議論にもなったと。だから、極力一般質問等のときに、LINE等でこうこうでっていうことは控えていただきたいと報告をされたと。けど、それはルールとして絶対駄目ですという禁止事項じゃないんで、やる人がおったとしても、これは否めないっていうか、仕方ないよという話で。そうすると、もう6月定例会は、もう普通にタブレットを使って、何か問題じゃないかということが起こったときに、それを今後どうするかというルール決めをやっていくという方向性か、先ほど言ったように、もう6月定例会で持込禁止しようかというどっちかと。今の主任の話を知ると、せっかくここまでそろえて、一応最低限のルール決めたんだから、いきなり持込禁止というのはちょっと後ろ向きやねと。そうすると持込みはオーケーと。極力控えてくださいというルールを説明して、あとそれでも、言葉いけないけど、もし逸脱したような行為があった場合は、禁止事項じゃないけど、その都度、問題があればルール決めていくという方向性、それしかないよね。

大井淳一郎委員長 私が議運の報告をするときに、お願いはしてもいいんですか。今の話は。極力そういうのは。（発言するものあり）そう決定じゃないからねえ。だから、今の運用基準に従ってやるということになるよね。

伊場勇委員 運用基準をそれなりにしっかりつくったつもりで、皆さんに見ていただいて、その内容で6月から始めるに当たり、コミュニケーションツールに当たっては、僕は縛らなくてもいいと思うんですよ。今、一例で一般質問のことを笹木委員も言われましたけれども、そうなったときには、お互いの関係性でやられるんでしょう。そこに何か問題があるか

など思うんですよ。一般質問する人が責任を持って、それを取り扱うか取り扱わないかを決めればいいはずですので、コミュニケーションツールというのは万が一何かあったときに送ることはあるかもしれませんが、それが、どういった場合かっていうのがちょっと今、例えばで言えないですけど、その便利なツールなので、そのまま何か規制をする必要ないんじゃないですか別に。

笹木慶之委員 それならね、さっきそのように言われないとだね。

伊場勇委員 僕は初めからそう言っていますよ。

笹木慶之委員 それならそれでもいい、使っていいよということにならんとやね。だけど、そこまでやっていいのかなという疑問が出てくるから、例えば、ある議員が聞かれたらよ。それはいいよというのか。いやいや、それはちょっといけない。いろいろどうかなということになるのかやね、あるじゃない。

岡田議会事務局議事係主任 今回の伊場委員と笹木委員のやりとりの中で出てきましたコミュニケーションツールを使う場合の議員の皆様同士の関係性というお話が、まさにごもつともだと考えております。このタブレット運用基準の中に、禁止事項といたしまして、会議において次に掲げる行為を行うことと禁止事項が列挙されております。その中に、その他会議等に関係ない目的での使用という項目がございます。ですので、例えば先ほど皆様おっしゃられている、嫌がらせに近い行為があった場合にはこの禁止事項に該当するものと思われまますので、そういったことがあった場合には、もう今の基準でも明確に禁止されていると理解しております。

大井淳一郎委員長 そうですね。嫌がらせは分かりました。問題は、嫌がらせでないやつですよ。何が嫌がらせかというのもあるよね。ちょっと

暫時休憩します。

午後 2 時 3 5 分 休憩

午後 2 時 4 6 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会再開いたします。この運用というか、やり取りのことについて。

笹木慶之委員 私があえて先ほど申し上げたので、私のほうから少し意見を申し上げたいと思います。先ほどのタブレットの持込みを認めたということの中で、利用方法についての最後は、気になったので少し申し上げましたが、もう既に事務局のほうで取扱いの基準が定められて各議員に伝えられております。したがって、その範疇の中で、自己責任と、良識の範囲の中で、しっかり対応してもらおうということで、それ以上も以下もないと判断します。そのような取扱いでいかがでしょうか。一応申し上げます。

大井淳一郎委員長 今、笹木委員から提案がありました。よろしいですか。（「いいですよ」と呼ぶものあり）それで運用基準に沿ってやっていたとこの旨を全協での報告に代えさせていただきたいと思います。それではそのほかですが、よろしいですか。議長もよろしいですか。事務局もよろしいですか。副議長もよろしいですね。それでは、以上をもちまして第 48 回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後 2 時 5 0 分 散会

令和 5 年（2023 年）6 月 7 日

議会運営委員長 大井 淳一郎